

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県耶麻郡西会津町

## 2 構造改革特別区域の名称

西会津町ミネラル栽培活性化特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

西会津町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 概要

西会津町は、福島県北西部、会津地方に位置し、西は新潟県に隣接している。地形は南北に細長く、29,813haの広大な面積を有しているが、その約85%を山林原野が占めている。北は飯豊連峰に接し、他周囲も500～1,000m級の山岳に囲まれており、町のほぼ中央を雄大な阿賀川が東西に横断している。

本町の人口は、平成2年には10,000人余りであったものの、平成16年現在では8,900人余りとなっており、急激な減少を見せている。また、65歳以上の人口が35.9%を占めるなど高齢化が顕著である反面、15歳未満の年少人口が13.3%と極めて低く、高齢者を支える若者世代の基盤の脆弱化が問題となっている。その要因としては、長引く景気低迷により町内及び周辺に就労場所が少なく、若年労働者を中心として町外へ流出していることが挙げられる。

産業別就業者の構成を見ると、第1次産業、第2次産業、第3次産業の順に25.2%、36.8%、37.9%となっており、農業を含む第1次産業の割合は高いものの、昭和55年には第1次産業の割合は38.0%と最も多くを占めており、それと比較すると、急激な減少を見せている。

### (2) 農業の現状

農業は本町の基幹産業である。耕地面積は1,380haであり、その内訳は、田988ha、畑389ha(普通畑369ha、樹園地18ha、牧草地2ha)となっている。地理的・気候的に水稻栽培に適しており、耕地に対する水田率は71.5%、また全農業産出額の77.8%を占めており、典型的な水稻依存経営類型となっている。

しかし、農業を取り巻く厳しい現状の中、米価の下落や生産調整の強化も相まって、農業産出額及び農家所得額は低迷を続けている。同時に、農家数についても平成2年から平成12年の10年間で18.3%という急激な減少を示すとともに、60歳以上の農家の割合が84%と極めて多い。また、本町には現在21名の認定農業者がいるが、高齢化や後継者不足によるそもそもの人材不足と、兼業化の増加を背景

とする専業農家の減少等を理由に、耕地面積に対して人数が少ない現状である。このように、基幹産業である農業を支えるべき担い手の不足と高齢化が問題になっている。

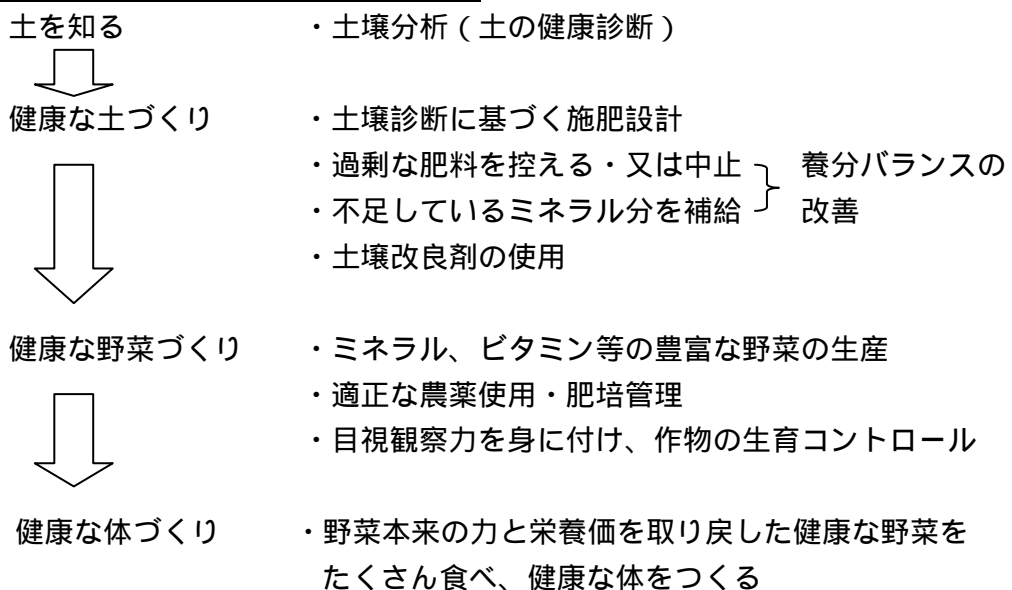
これらを背景に、耕地面積が年々減少するとともに、農地の荒廃が進み、遊休農地は平成2年から平成12年の10年間で33%の面積増（平成2年202ha 平成12年269ha）を示している。更に、農業振興地域農用地区内でさえも遊休農地は86haにのぼっており（平成11年町調査）、深刻な問題となっている。（耕作放棄率19.5%。）これは農村の活力低下を招く恐れもあり、遊休農地の利活用推進は喫緊の課題となっている。

このような状況の中で、本町では、基幹産業である農業の再構築を目標に、当町の基本施策「健康のまちづくり」ともリンクした「健康な土づくり事業＝ミネラル栽培」の取組を推進し、高付加価値農業の確立を目指しているところである。

### （3）健康な土づくり事業＝ミネラル栽培

本町では、「すべてにやさしい健康のまち にしあいつ」を基本理念に掲げ、「百歳への挑戦」をキャッチフレーズに、保健・医療・福祉を連携したトータルケアの町づくりを推進してきた。その一環として「健康な土づくり事業＝ミネラル栽培」の取組を始めたのは、平成9年10月に本町を会場に開催された「第2回ふるさと・いきいきむらづくり全国サミット」での中嶋常允氏（NPO法人日本総合医学協会理事長、農業科学研究所所長）の基調講演が契機である。これ以降、中嶋氏に指導を受け、「健康な体は健康な食べ物から」「健康な食べ物は健康な土から」という考えに基づき、本事業を推進している。

#### 健康な土づくり事業＝ミネラル栽培とは



「健康な土からとれた健康な野菜を食べてみんなで健康になろう」という家庭菜

園レベルから始まったこの取組は、生産量の増加に伴い、販売への流れとなった。そして、農家の主婦を中心構成員とする任意団体「にしあいづ健康ミネラル野菜普及会」が発足し、この会による直売活動や学校給食・福祉施設への食材提供という地産地消の取組へと進んだ。また、JA との連携により、4名の専業農家がミネラル野菜（キュウリ、トマト）を東京の淀橋市場に出荷し、こだわりの農産物として高値取引されている。更に、「豪雪により冬期休農」の状況を打破すべく、耐雪型パイプハウスを設置し、通年農業構築に向けた冬期のミネラル栽培についても推進しているところであり、今後は「財布の健康」…農家の所得向上も目指し、高付加価値農業の確立を図り、農業再構築に向けて取り組む方針である。

しかし、需要量・販売量に対して生産量が絶対的に不足しているのが現状である。特に、今年道の駅「にしあいづ」が整備され、直売活動は駅内物産館において行うこととなったため、道の駅としての観光客や通過客等の集客により販売拡大のチャンスである一方、それに見合う生産量の増加が必須である。学校給食や福祉施設への食材提供率もまだ低い状況であり、高付加価値農業の確立を図るためにも、まずは生産振興が喫緊の課題である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

稲作依存の農家が多い本町は、昨今の生産調整の強化や米価の下落等の影響を強く受け、厳しい状況に陥っている。同時に、担い手不足と高齢化の問題は依然として解消されておらず、労働力の低下等による栽培面積の減少により、年々遊休農地が増加している状況にある。

そこで、稲作依存経営からの脱却を図り、ミネラル栽培によって高付加価値農業を確立し、農業の再起を目指したいと考えているところである。

ミネラル栽培の活性化及び普及拡大を図ることは、「健康な土からとれた健康な野菜を食べてみんなで健康になろう」というスローガンのとおり、町民の健康増進に寄与するだけでなく、産地化・ブランド化の確立により「財布の健康」、即ち農家所得を向上させ、農業再起に繋がるものと思料される。

前述したとおり、本町では、ミネラル野菜について、学校給食への食材提供等の地産地消の取組をはじめ、専業農家による市場出荷や直売活動を通じての全国 PR 等様々な施策を講じ、一定の成果が見えてきたところである。

しかし、ミネラル野菜による高付加価値農業を確立するには、更なる生産振興と流通体制の確立が必要であること、また、増加を続ける遊休農地を解消するためには、意欲のある新たな担い手の確保が必須であることを鑑みると、担い手不足や高齢化等の課題を抱える農業内部だけでは解決が困難であると考えられる。

このため、本町全域において、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく特定措置番号 1001 特区を導入し、農業生産法人以外の法人で、西会津町で農業を営もうとする法人によってミネラル栽培を行うこととする。このことによって、新たな担い手が確保され遊休農地の利活用が図られるとともに、ミネラル栽培の普及拡大が推進される。更に、農業所得の向上に貢献し、農業の再興が図られ、

ひいては町全体の活性化に資するものと期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

遊休農地の利活用を推進し、農業生産力の向上及び本町の持つ豊かな農村環境の維持保全を図りながら、ミネラル栽培の振興により、「百歳への挑戦」をキャッチフレーズとする「健康のまちづくり」に資するとともに厳しい農業の現状を打破し得るような活力ある農業を再構築することにある。以下、(1)から(3)の具体的な目標を掲げる。

### (1) 遊休農地の利活用と担い手の確保

特定事業の「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業」を実施し、農業生産法人以外の法人による農業参入を認めることにより、新たな担い手の確保を図り、過疎化、高齢化及び担い手不足等による遊休農地問題を解消するとともに、雑草繁茂や病害虫の発生防止及び景観・国土の保全等多面的機能の維持を図る。

### (2) 健康な土づくり事業 = ミネラル栽培の普及拡大

遊休農地で企業がミネラル栽培を行うことにより、栽培面積及び生産量の拡大を図る。ミネラル栽培の活性化と普及拡大を図ることにより、「健康な土からとれた健康な野菜を食べてみんなで健康になろう」というスローガンのとおり、町民の健康増進に寄与し、「百歳への挑戦」をキャッチフレーズに掲げる本町施策「健康のまちづくり」の一翼を担う。同時に、生産振興を推進しミネラル野菜の産地化・ブランド化を確立することにより、地産地消の取組はもちろんのこと、特に首都圏を対象とし全国的に販促PRを可能にし、農業所得の向上を図り、「財布の健康」も目指す。これらにより、農業を活性化させ再構築を図り、町全体の活性化にも繋げる。

### (3) 雇用の創出と安定的農業経営体の確立

企業の農業参入により、新規雇用のみならず繁忙期のパート雇用の拡大を図り、地域経済の活性化に寄与する。併せて、既成農業の枠組みにとらわれない企業ならではの経営感覚により、安定的農業経営体を育成する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 遊休農地利活用の推進

特定事業及び関連事業により、遊休農地の利活用を推進する。また、農地を従来の姿に戻すことにより、景観や自然環境の維持が図られるとともに、治山や災害抑制等の効果が期待される。

遊休農地解消面積	H17(初年度)	230 a
	H21(5年後)	1,000 a

### (2) ミネラル栽培の振興による高付加価値農業の構築

特定事業及び関連事業により、ミネラル栽培を推進し、健康ミネラル野菜の作

付面積及び生産量の拡大を図る。また、生産振興に伴い、町民だけでなく町外にも広く普及拡大を推進し、健康な野菜を食べることによる体の健康増進に寄与するとともに、産地化・ブランド化を図り、高付加価値農業を構築することにより、農業所得の向上を図る。

ミネラル野菜作付面積	H17(初年度)	1,800 a
	H21(5年後)	2,900 a

(3) 農業担い手の確保と農業産出額の向上

企業の農業参入により、新たな農業担い手が確保され、農業生産体制の維持及び農地の遊休化防止が図られるとともに、農業産出額増加が見込まれる。また、企業ならではのノウハウと労働力による、規制農業の枠組みにとらわれない新たな農業経営体の確立が期待される。

農業産出額	H21(5年後)	約47百万円の増加
-------	----------	-----------

(4) 雇用の増大

企業の農業参入により、新規雇用はもちろんのこと、農繁期にはパートやアルバイトの雇用も見込まれる。このことは、過疎化に歯止めをかけ、地域経済の活性化にも寄与するものと思われる。

新規雇用者	H21(5年後)	10人
-------	----------	-----

## 8 特定事業の名称

(1001) 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農地流動化対策事業

本町農業においては、後継者不足、兼業化による労働力不足、農業従事者の高齢化等により、農業生産力の低下と農家数の減少が続いており、遊休農地の増加が深刻な問題となっている。

よって、本町では、遊休農地や兼業農家の農地等について、認定農業者及び中核農家等を中心に流動化・集積させることにより、遊休農地の拡大防止を図るとともに、農作業受委託の推進等により経営規模拡大を促進するものとする。今後とも、関係機関と連携の上、この農地流動化の取組を更に推進し、遊休農地の解消と、効率的かつ安定的な農業経営体の確立を目指すものとする。

(2) ミネラル栽培推進事業

地産地消の取組の推進

本町では、ミネラル栽培農家の主婦を中心に構成する「にしあいづ健康ミネラル野菜普及会」により、平成14年度から、直売活動並びに町内の小・中学校給食と福祉施設へのミネラル野菜・米の提供を行ってきた。しかし、学校給食と福

祉施設への食材提供については、ミネラル米は 100%供給できているが、ミネラル野菜は、平成 15 年度実績で 30%程度しか供給できていないのが現状である。また、今年から、直売活動は道の駅「にしあいづ」内で行うことから、増加が見込まれる販売量に対しての生産量確保が急務である。

今後、認定農業者や新規就農者を中心とする生産者組織の立上げも視野に入れ、施設園芸を含めたミネラル栽培の規模拡大に取り組み、生産振興を図り、地元で採れた旬のミネラル野菜を提供する地産地消の取組を推進することにより、町民の健康に寄与する。

#### 市場出荷をはじめとする販路の開拓

現在、JA との連携により、4 名の専業農家がミネラル野菜（トマト・キュウリ）を東京の淀橋市場に出荷しており、付加価値により通常の野菜より高値で取引されている。今後とも、品質向上に努め、出荷人数増加と出荷量拡大を図り、市場出荷の取組を一層推進する。

また、普及拡大と所得向上のためには、新たな販路確保が必要である。テレビや新聞等マスコミに取り上げられることにより、視察はもちろんのこと、ミネラル野菜の使用を希望する企業も出現している。これをチャンスと捉え、契約栽培や直販等の独自の販路開拓を図る。

#### 通年農業構築

本町は特別豪雪地帯に指定されており、12 月～翌年 3 月の冬期間は休農している現状だが、これを打破すべく、平成 15 年に町単事業で耐雪型無加温パイプハウスを設置し、通年農業構築に向け冬期間のミネラル栽培について実証研究してきたところである。

今年度は、県単補助事業「うつくしま園芸産地グレードアップ事業」を導入し、7 棟の耐雪型加温パイプハウスを設置し、生産者へリースする。これにより、冬期間の農業が可能になるとともに、通年農業により作付期間や収穫期間が延長され、生産性の向上も見込まれる。また、ハウス栽培は、露地栽培での収量の不安定さや、近年増加している猿による被害を回避するにも極めて有効である。

なお、次年度以降も順にハウスを増築し、この取組を更に推進することとしている。

#### 産地化・ブランド化の推進

本町の疲弊した農業を、活力ある高付加価値農業に再生させるためには、ミネラル野菜の産地化・ブランド化が必要不可欠である。このため、生産振興により産地形成・ブランド化に足る生産量の確保を図る。また、現在、ミネラル野菜及びその加工品について、商標登録を出願中である。商標取得により本町独自のブランド品として全国に発信することを目指すとともに、産地・ブランドの価値をより高めるために、栽培技術と品質の向上を図る。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番 号：1001

特定事業の名称： 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

貸し手：西会津町

借り手：特区内の農地を借り受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日以降

### 4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定日以降、実施主体である西会津町が遊休農地等を農地所有者から借り受け、農業に参入しようとする農業生産法人以外の法人へ貸し付ける。また、町は、これらの法人と構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく協定を締結し、特定事業の有効かつ円滑な実施を確保するものとする。なお、特定法人には、農業（営農計画の作成、各種渉外業務等の企画管理業務も含む。）に常時従事する役員を一人以上置くこととする。

このことにより、新たな担い手を確保し、遊休農地利活用を推進するとともに、企業ならではの経営感覚に基づき、ノウハウと労働力を活用し、安定的効率的な農業経営を確立する。また、企業の農業参入は、雇用の場を創出し、新規雇用のみならず繁忙期のパート雇用も期待でき、地域経済の活性化に寄与する。同時に、農業後継者の育成にも努めることとする。

また、町のキャッチフレーズ「百歳への挑戦」に基づき、ミネラル栽培を企業にも取り組んでもらうことにより、ミネラル野菜の生産拡大を推進するとともに、高付加価値農業と産地化・ブランド化の確立に繋げ、本町農業の再起と所得向上を図り、ひいては町全体の活性化に繋げる。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本町の農業は、地理的・気候的に水稻の栽培に適しており、農業産出額の8割弱を占める典型的な水稻依存経営類型となっている。しかし、米価の下落や生産調整の強化等により、農業産出額及び農家所得額は低迷している。また、農家数は年々減少を続ける中で60歳以上の農家の割合が84%と極めて高く、認定農業者も耕地面積に対して少ない等、担い手の不足及び高齢化が深刻な問題になっている。

これらを背景に、農地の荒廃が進み、耕地面積は年々減少する一方、遊休農地は平成2年から平成12年の10年間で33%の面積増（平成2年202ha 平成12年

269ha)を示しており、農業振興地域農用地区内でさえも遊休農地は86ha(平成11年町調査)にのぼっている。(耕作放棄率19.5%)

このようなことから、本町では「遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度ある」と判断したところであり、農業生産法人以外の法人による農業経営を可能とする特定事業を導入することとした。

また、本町では、厳しい現状に置かれている農業を再構築するため、基本施策「健康のまちづくり」ともリンクした「健康な土づくり事業＝ミネラル栽培」の取組を推進し、ミネラル野菜の産地化・ブランド化による高付加価値農業の確立を図る考えである。そのためには更なる生産拡大が必要であるが、担い手不足等を抱える農業内部だけでは、その達成は困難である。

特定事業を導入し、企業が遊休農地でミネラル栽培を行うことにより、新たな担い手の確保、遊休農地の利活用の推進及び国土保全や農地の多面的機能の維持等が図られる。同時に、ミネラル栽培の普及拡大が推進され、農業所得の向上に貢献し、農業再興と町全体の活性化に資するものと期待される。